

社会保険関係

(6) 事業・事務に係る従事者数

(平成15年度末)

制 度	職 員 数 (人)
社 会 保 険 (政管健保・厚生年金保険)	11,277

(注) 社会保険の適用、保険料徴収のほか、被保険者の記録管理や
保険給付等に係る業務に従事する職員数を含む。

労働保険関係

(1) 適用事業数・労働者数

(平成13年度末)

制 度	適用事業数 (単位：万事業)	労働者数(※) (単位：万人)
労災保険	269	4,858
雇用保険	203	3,361

※ 労働者数について、労災保険については適用労働者数、雇用保険については被保険者数である。

(2) 保険料収納状況

(平成13年度末)

制 度	徴収決定済額	収納済歳入額	収納率
労働保険	3兆7,174億円	3兆6,319億円	97.70%
うち労災保険分	1兆3,137億円	1兆2,729億円	96.89%
うち雇用保険分	2兆4,037億円	2兆3,590億円	98.13%

(3) 未納事業からの保険料の適正な徴収について

- 厳しい経済状況の中で、支払能力の低下等により納付督促に応じられない事業場が存在しているところである。
- このため、都道府県労働局において、滞納整理実施計画を策定の上、
 - ① 文書又は電話にとどまらない積極的な訪問等による納入督促、
 - ② 事業の経営状態を把握した上で納入計画書、債務承認書を提出させる等の適切な時効中断措置、
 - ③ 特に支払いの意思が見られない事業主に対する財産差押え、等により、効率的、効果的な労働保険料の徴収に努めている。

(4) 未手続事業の適用促進について

- 労働保険は、農林水産業の一部を除き、労働者を1人以上雇用する事業はすべて適用事業となっており、労働保険制度の健全な運営、費用負担の公平、労働者の福祉の向上等の観点から、適用促進を図っていくことが重要であると考えている。
- このため、各都道府県労働局において、
 - ① 労働基準監督署及び公共職業安定所との連携による未手続事業の的確な把握に努めるとともに、
 - ② 労働保険適用促進月間（10月）を中心とする広報の充実等による事業主の自主的加入の促進、
 - ③ 中小零細事業主の委託を受けて労働保険事務を処理している労働保険事務組合を活用した適用促進の積極的展開、等により、あらゆる機会をとらえ、未手続の解消に努めている。

労働保険関係

(5) 事業・事務に係る従事者数

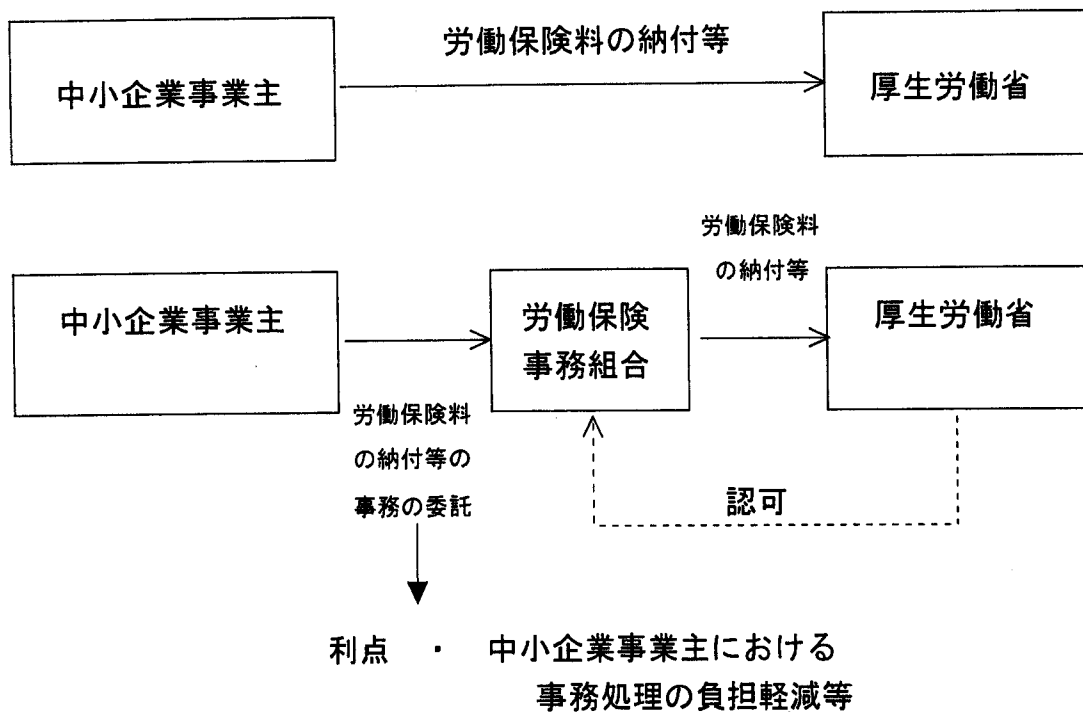
(平成15年度末)

制 度	職 員 数
労働保険 (適用徴収関係)	1,981人

(6) 労働保険事務組合について

○ 労働保険事務組合とは

労働保険の成立手続や労働保険料の申告・納付に係る中小零細事業主の事務負担の軽減を図ることを目的とするものであり、具体的には、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、厚生労働大臣の認可を受けることにより、当該事業主の委託を受けて労働保険料の納付等の労働保険事務処理を行うことがとできることとされている制度である。



○ 労働保険事務組合の現状

(平成13年度末)

事務組合数	12,029組合
委託事業数	140万事業 (事務組合委託率46%)
取扱保険料額 (徴収決定額)	4,807億円 (徴収決定総額の13%)

○ 労働保険事務組合の行う労働保険事務の範囲及び委託事業主の範囲

① 労働保険事務組合の行う労働保険事務の範囲

- イ 労働保険料等の申告・納付
 - ロ 保険関係成立届等適用徴収に係る申請、届出、報告等
 - ハ 労災保険の特別加入申請等
 - ニ 雇用保険の被保険者に関する届出等
- なお、印紙保険料及び保険給付の請求に関する事務は除く。

② 委託事業主の範囲

- イ 金融業、保険業、不動産業又は小売業にあつては、その使用する労働者数が常時50人以下の事業主
- ロ 卸売業又はサービス業にあつては、その使用する労働者数が常時100人以下の事業主
- ハ イ及びロ以外の業種にあつては、その使用する労働者数が常時300人以下の事業主

○ 労働保険事務組合となるための認可の主な基準

① 事業主の団体であること。

- ・ 団体が法人であるか否かは問わないが、法人でない場合は代表者の定めがあるとともに、当該団体の構成員の範囲、組織、運営方法等が規約等において明確化され、団体性が明確であること。

② 団体として団体本来の事業目的をもって活動しており、かつ、その運営実績が2年以上あること。

③ 事務処理体制が確立されていること。

- ・ 社会保険労務士などの労働保険事務を確実に行う者が役職員にいること。
- ・ 内部牽制体制が確立されていること。

④ 総会等の議決機関の承認を経て、適正な事務処理規約が作成されていること。

- ・ 労働保険料の流用の禁止、保険料専用口座への預託等が盛り込まれていること。

IV 事務等の民間委託について

(質問項目 6. 関係)

社会保険関係事務の民間委託について

○ 民間委託等の実績

- ・ 歳入代理店、納付受託機関の活用

社会保険料及び国民年金保険料の納付手続については、全国の金融機関、郵便局等に委託

- ・ 国民年金保険料の納付書等の印刷、発送業務

国民年金第1号被保険者に対する保険料納付書等の印刷、封入、発送業務等を民間事業者へ委託

- ・ 国民年金保険料の滞納者に対する納付督促業務

国民年金保険料の滞納者に対する電話による納付の督促業務を民間事業者へ委託

- ・ 社会保険適用促進業務

未適用事業所に対する巡回説明を各都道府県社会保険労務士会へ委託

○ 民営化、民間委託等が可能と思われる事務手続き

- ・ インターネット等を利用した社会保険料の収納（平成16年度実施予定）

- ・ コンビニエンスストアでの国民年金保険料の収納（平成16年度本格実施予定）

- ・ 社会保険に係る届出等の入力業務

紙で提出された申請・届出については、オンラインシステムに記録するための事務処理を外注化（平成15年度から順次実施予定）

労働保険徴収事務の民間委託について

○ 民間委託等の実績

・ 労働保険事務組合制度

労働保険の加入手続や保険料の申告・納付に係る中小零細事業主の事務負担軽減を図るため、厚生労働大臣の認可により、事業協同組合、商工会等の事業主団体が労働保険事務組合として、事業主の委託を受けて保険料の納付等の事務処理を行うことができることとしている。

・ 金融機関等の活用

労働保険料の申告・納付は、金融機関等を経由して行うことができることとしており、また、金融機関等が収納した労働保険料額等のOCR入力及び申告書の労働局への回送を、当該金融機関等が行うこととしている。

・ 労働保険料の申告書等の印書、発送業務

労働保険概算・確定保険料申告書、納付書、労災保険料率決定通知書等の印書、封入、事業主への発送業務を、民間委託している。

・ 労働保険適用促進業務

労働保険の未手続事業の把握と加入勧奨活動を効率的に行うため、全国労働保険事務組合に適用促進業務を委託している。

○ 民営化、民間委託等が可能と思われる事務手続き

- ・ 労働保険料の電子納付（平成16年1月から実施予定）